平成２８年度　第８回鳥取市空き家等対策協議会　議事録

日時：平成 28 年 8 月 29 日（月）14：00 から 15：30
場所：鳥取市役所本庁舎　第４会議室（４階）

協議委員　森祥平委員（法律部門）、来田裕子委員（建築部門）、杉本美智子委員（不動産部門）、倉持裕彌委員（文化部門）、下澤理如委員（民間部門）高木章子委員（公募部門）

事 務 局　鳥取市都市整備部　綱田正都市整備部長、建築指導課　西尾芳昌建築指導課長、森田健建築指導係長、岡垣頼和技師

■　協議会の経過

１　開　会
２　あいさつ
３　議　題
　１）【審議】「鳥取市空家等除去事業」補助申込み建築物の審議について（非公開）
　２）【審議】法第１４条第１０項に基づく略式代執行について
　３）【承認】条例第８条に基づく緊急安全装置に関する今後の対応について
　４）その他
４　閉　会

■議事内容

１　開　会（２　あいさつ）

事務局　それでは皆さんお集まりになられましたので、これから第８回鳥取市空家等対策協議会を開催いたします。皆様にはお忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

　当協議会の成立についてご報告いたします。委員８名中、本日は６名の出席をいただいておりますので、本協議会が成立しますことを報告いたします。では、議事日程に従いまして会議を進めさせていただきます。本日は３件ございますのでよろしくお願いいたします。では、委員よろしくお願いいたします。

委員　早速、議事に入らせていただきます。本日の議題につきまして、鳥取市情報公開条例第７条第２号の個人に関する情報に該当する不開示情報を含んでおります。鳥取市空

家等対策協議会条例第８条第１項の規定により本日の議題を非公開とさせていただきたいと考えていますが、よろしいでしょうか。（一同了承）それでは非公開とさせていただきたいと思います。それでは事務局は説明をお願いします。

３　議　題

１）【審議】「鳥取市空家等除去事業」補助申込み建築物の審議について

（非公開）

委員　よろしいでしょうか。次の議題に行きたいと思います。議題２、略式代執行について。

２）【審議】法第１４条第１０項に基づく略式代執行について

事務局　続きまして議題２に移らせていただきます。今回のメインになると思います。第７回の協議会で審議いただきました物件になります。第７回の協議会において、略式代執行の必要がある物件が２件あるということで諮らせていただきました。

皆さんには、７月の上旬に個別訪問させていただきましたけれども、案件１として取り扱っておりました建物は７月上旬に半壊し道路に崩れ、道路の一部を閉塞したということで本市の条例に基づいて、緊急安全措置にて道路及び近隣住宅に影響のおそれのある部分の撤去及び修繕を行いました。既に皆さんには、写真をお配りして状況等を説明させていただいたところですけれども、これによって危機的な状況は回避されました。

今後は、残存部分の撤去と母屋の管理を所有者に求めていく予定です。所有者については、第７回の協議会時点では所在が不明だったのですけれども、後日、その所在が明らかになりました。現在はこの処置に要した費用、残存部分の撤去について求めているところです。（中略）

よって、この略式代執行が必要となる物件は１件となりました。第７回の協議会の際に、対象物件の危険度判定をしていただきたいという意見と、本当に所有者を過失なく確知できない状態にあるのかという追求をするべきという意見をいただきました。協議会の後に、対象物件の危険度判定と電気、ガス、水道及び携帯電話について、関係機関に照会しました。危険度判定につきましては、１２６ページから１３６ページに記載しております。先ほどの補助と同じ様に国の基準を参考にしながら点数を付けたものと、特にこの辺は危ないと思われる箇所の写真を載せています。図面もあればというお話もいただいていましたので、簡単でありますが図面を１２７ページに付けております。

国の基準から見ても１４０点を超えるような状態で、建物もかなり傾斜しているとこ

ろです。所有者の所在確知に関する調査結果は１３７ページにありますが、前回も話しました１、２、３について国が求めている登記簿謄本や固定資産税、戸籍については再度確認したところ登記情報に変更は見られませんでした。さらに追加で、電気、ガス、水道、携帯電話の調査を行いました。電気メーターについて現地確認したところ既に撤去されていました。電気メーター番号は破棄されているのでこの先は調べられないです。ガスはガスメーターがまだ残っていましたので、契約会社に確認しました。ボンベは現地には無かったのですが、メーターにある契約会社に確認したところ、既に契約者リストに名前はありませんでした。水道は水道管理部局に照会をかけたところ、平成１５年で使用を中止されていたということです。

８番ですが、近隣住民に改めてヒアリングを行いました。長期間住んでいない空き家だったのですが、１０年前はちょくちょく夜に物を取りに来られることがあったそうです。もう、付き合いもなくて所在は分からないそうです。区長にも相談したことがあるけれど、今はもう何処にいるか分からないとのことでした。

携帯電話ですが、固定資産税課に登録されていました電話番号の契約会社と協議をしまして、今回の内容であれば照会出来るということで、契約者の住所、氏名、支払い関係の情報の全てを出していただきました。内容を確認したところ、所有者及び親族以外の第三者による契約でした。あくまで推測ですけど、空き家の持ち主が固定資産税課に用事がある際に、携帯電話の契約者である第三者に携帯電話を借りて連絡をしているものと思われます。

そこで、今日お配りしました資料ですが、携帯電話の契約者に事情をお聞きするため、契約者の住所に２度訪問してきました（中略）が、取り合っていただけない状態です。文書による情報提供の依頼を行いましたけれども、携帯電話の契約者からの連絡がない状況から見て、情報提供を頑なに拒んでいるのか、口止めをされているものと推察されます。

事務局としましては最後の情報源ですので、引き続き携帯電話の契約者と接触を試みる予定ではあるのですが、代執行の案件である建物は日に日に状態が悪化しているため、このまま空き家所有者から連絡をいただけるまで待つのか、携帯の契約者に会えるまで待つのか、それとも手続きを進めて行くべきなのか判断に悩んでおり、皆様のご意見をいただきたいと思います。以上です。

委員　ありがとうございました。略式代執行をするかしないかの話ですけれども、皆さんからのご意見よろしくお願いします。

委員　今回接触をされたのは第三者の方ですよね。

事務局　携帯の番号が第三者ですから。

委員　戸籍の追跡調査から親族は出てこなかったということですか。

事務局　そうです。

委員　今現在、有権者となり得るべき個人は全く存在しないのですか。

事務局　生きていると思いますが、所在が分からない。

委員　分からないとは。

委員　空き家の所有者は、おそらくどこかで家を建てられて全く所在不明と。手掛かりとしては携帯の契約者は第三者に過ぎないのだけど、その人に会いに行っても玄関先にも出てくれない。手掛かりも全く使えない状況ということ。

委員　権利者というのは、どなたか一人ですか。それとも相続人が何人かがいらっしゃって第１次相続、２次相続とかについては分かっておられますか。

事務局　そこははっきりとしています。所有者がまだ生きておられます。登記簿に書いてある名前の方です。戸籍上も生きておられますし、つい最近、４月ぐらいに固定資産税課へその方から連絡があったということです。

委員　単純に所在不明なだけですね。

事務局　そうです。ご親族にヒアリングを行いました。全然連絡は取っていない仲で、どこにいるのかわからないそうです。

委員　確かに所在不明と言っても、固定資産税課の方に時折やってきて帰る。ただ、携帯電話しか手掛かりがなくて、また何処かに消えたら手掛かりはなくなる。

委員　ご本人の同意を得て固定資産税課に番号を記録しているということですか。

事務局　それは全然わからないですね。固定資産税課に聞いたら、この番号に電話してくれと言っているらしいです。固定資産税課もまさかこれが第三者のものだとは思っていなかったと驚いていました。

事務局　２回目の８月２５日に訪問した際の文章の中に、関係がなければこちらに返してという様な内容を書いて出したのですが、返っても来ないし連絡も来ない状態です。

委員　前回の会議では、どれだけ追いかけたのか、そこに漏れはないかという部分をきちんと押さえた上で市に責任はないということであれば、代執行も止むを得ないという判断になるのかと。

その部分で延期というか一度保留して再度確認しましょうということで、今回は新しい情報が加わったというところですが、個人的に気になるのは２５日がつい最近なので、あとちょっと待ったら返事が来る可能性は無きにしもあらずなのですが、逆に言うとこちら側でいつまでに回答がなければ止むを得ないという話にせざるを得ないのかと思うところです。

たまたま、前回からここに至るまでに保留にした物件のうち１件が崩れるという案件があって、そしてこれから大型台風が来る。２から３回台風が来たら倒れそうな状態となると、そういう意味からも緊急度的なものは増しているのかと。そういった皆さんの意見が伺えたらと思うのですが。

委員　住民票の住所に行ったことはあるのですか。

事務局　住民票の住所は空き家の住所です。

委員　そうでしたね。失礼しました。手掛かりはないということですね。

委員　２回目の訪問の時に文書を入れて来られたのですよね。それはいつまでに回答してほしいと入れたのですか。

事務局　入れました。回答期限は過ぎています。

委員　すごく勘がいいというか。何というか。全て見通しているようで。あらゆる訪問に対して同じ態度なのかなと。

（中略）

委員　今後のことだが、所在不明の者にどう代執行費用を請求するのか。

事務局　そうなのですけれども。なので、この携帯電話の契約者が一番の手掛かりになるわけです。

委員　解体費の回収は難しいでしょうし、その物件を差し押さえしても立地から見て回収は難しいでしょうね。

（中略）

委員　解体費は大体どれぐらい。

事務局　今回の資料には付けていませんが、撤去処分費は７０万円かかります。（中略）撤去部分の範囲につきましては、前回どの部分が対象となるか明確にしてほしいという話がありましたので、１２７ページの図面に解体部分について載せています。右の方に敷地の拡大図がありますけれど、住居は対象とせずに網掛けがしてある付属の倉庫部分のみを解体します。大きさとしては１３ｍ×６ｍの約７８．６㎡の建物になります。庭木等は繁茂していますけれども、基本的に庭木を伐採する予定はありませんが、作業に支障をきたす部分は切らないといけないと思っています。

撤去材については、廃棄物処理法に基づいて敷地からは持って出ますが、家財道具は保管しておこうと考えています。撤去後は、杭やロープを張って立ち入り禁止の表示板を掲げておこうと思います。当然、工事をする前とした後は、掲示板とホームページに措置を行う旨と行ったことを公告します。

委員　私は止むを得ないと思います。

委員　なかなか税金７０万円というのは苦しいですけど。道路に面するのが。

（中略）

委員　この道路は何道ですか。

事務局　鳥取市道になります。

委員　３ｍ道路ですか。

事務局　そうですね、３．５ｍぐらいの道路だったと思います。元は農道だったと思うのですが、この先に農地が広がっている。集落から農地へ行く道で、切り替わる所にこのお宅があります。

委員　通行されるのは、農地へ行かれる方が利用されるのですか。

事務局　それもですし、前の方に住んでいるお宅があって、そちらの方の出入りにも影響が出てくるのかと。

委員　このようなものがどんどん増えても困る。

事務局　今回の案件は、調べたけれども所有者を確知できない。それで危険な状態なので止むを得ないものです。

事務局　持主が分かっている限りは、その者に指導をして命令の段取りを取るのですが。確かに放っておけば市役所がしてくれるという考えが所有者や市民に生まれかねません。

委員　解体費用を請求しても、払えない状況ですと払わなくてもいいのですか。

事務局　裁判をすることになりますね。

委員　裁判をして最終的に財産が無いとなると、あるとしても敷地の財産があるのですが立地条件があまり良くないので、売却と言っても競売をかけてもなかなか売れるという保証はないので、リノベーションをするにも無理があるでしょうし、不良債権が残る状態にならざるを得ない。それが見え見えの状態なのですが、それをあえて踏み込みますかということですが。

事務局　所有者が分かる場合は、行政代執行法に基づいて国税の滞納と同じ様に強制徴収は出来るのですが、今回の略式代執行は、行政代執行法には該当しないとのことですので、委員が言われるように民事請求になり、訴訟で対応していくことになります。

委員　裁判を起こしても出て来られないでしょうから。

委員　裁判を起こすのなら相手がいないこともあるので、次にどうするかと言ったら公示送達をするわけですね。最悪の場合は裁判所の掲示板にこういう裁判を起こされていますよと掲示をして、それでも来なかったら知ったものとみなす。

（中略）

事務局　いずれにしても、もう一回ぐらいは携帯電話の契約者に会いに行くべきですかね。

そうだとした時に、略式代執行と言うのは言葉でお伝えするにしても、例えば公告で氏名が公表される様な、ご本人からすればプレッシャーになる部分等も含めてお伝えするべきかと。携帯電話の契約者が関係者であるかないか分からないので、何処まで出来るか分からないのですが、氏名の公表等手続きなどについてはお伝えしても支障がないと思うのですが。

事務局　個人情報なので封筒の中を見られては困るため、個人的なものは伏せておこうかと。

事務局　個人情報というよりも、手続きでどういった状況が発生するのかということを少し詳しくお伝えしてはどうですか。音沙汰がないのかもしれませんが、手続的なことで知らしめるべきことは知らしめたという努力が最終的には必要と思いますが。

委員　携帯電話の契約者は何も義務がない人ですから、この人に何を言っても仕方がない。むしろそれについて意見を言われかねない。携帯電話の契約者はもういいかと。

事務局　よろしいですかね。

委員　あまり色々なことを言うと誤解を招きそうなので。その人がどんな人かも分からないので。

事務局　ありがとうございます。

委員　本人の名前の公表は、公告で出す段階でしっかりやるべきだと思います。こういう人たちの文句の付け方は、勝手に公告に名前を書いたことについて、市はどうしてくれるのかと、後で意見が出ることも考えられなくはない。

事務局　ありがとうございます。

委員　いかがでしょうか。この度は、全会一致で進めていくということで。

全委員　異議なし。

３）【承認】条例第８条に基づく緊急安全装置に関する今後の対応について

委員　それでは、議題３の緊急安全措置に関する今後の対応について説明をお願いします。

事務局　１３９ページの当日資料で配布した分になります。フロー図になっているものです。事前に１、２を配布しておりましたが、特に今回は、略式代執行の案件であった物件が保留期間中に崩れてしまい急遽対応しないといけないことになり、それについて今日まで対応してきたところであります。

なかなかこういう事案は起こらないとは思うのですが、今回起きてしまったので、きちんと手順を残して、今後同じ様なことが起きた場合、どの様に対応するのかをフローにまとめさせていただきました。今後こういう手順で進めて行こうということで、皆様の確認と承認をいただきたいと思います。

内容としましては、鳥取市空家等の適切な管理に関する条例第８条に規定しているものですが、その条文を抜き出してフローにしております。そもそも緊急安全措置が何故出来たかというと、法律としては先程ご審議いただきましたように略式代執行がありますが、所有者が分かる場合は所有者が対応するというのが本来のスタンスだということです。法律では、所有者に指導、勧告、命令を行って対処していただく。どうしても持主が分からない場合に関しては、先程お話した略式代執行で対処して行く。この２つのルートがあるわけですが、そうは言っても今回のように略式代執行に向けて審議している最中に崩れたり、所有者に連絡をしたくても出来ない、所有者を調べている最中に崩れそうな状態になったりとか、法律の手順の間に起こることについて、緊急的に対応する必要があるので条例に規定したところであります。

作った当初は、トタンが飛びそうなものを釘で打ち付けたりとか、瓦が落ちそうなものを１、２枚剥がしたりといった簡易な措置を想定していましたが、この度道路側に崩れてしまったということで。このことについて関係する道路課と協議した結果、道路課では対応出来ないという話がありまして。そうであれば、空き家条例に規定している緊急安全措置が使えないかということになりまして。市の道路や公共施設、公園広場の財産を守るという意味で、今回の事案に関しては緊急安全措置を使うことが出来るのではないかと。この考え方については、市の顧問弁護士とも協議、確認したところであります。よって、似たような事案が発生した場合は今後この手順で進めて行きます。

フローの内容としましては、事案が発生しましたら、この度は道路課と協議したのですが、まずは関係する課と現地を確認することになります。道路であれば道路課、広場や公共施設であれば財産経営課です。その他に危機管理課とか、発生時案によって関係課と適宜対応して、現地確認や必要に応じて通行止めや立ち入り禁止措置を依頼することになります。

我々としては、空家法における空き家に該当するのか、倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫しているのか、道路や広場、公共の場に影響があるのかどうか、人や物に被害を加えるおそれがあるのかどうか、所有者を特定するのに時間を要する又は直ちに連絡を取れない状態かというところをチェックして、これに全て合致するようであれば、

業者と現地を確認して対応方法を協議することになります。

チェック項目から外れてしまう場合、例えば空き家ではなく、使用している物置とか住民がいるゴミ屋敷とかは空き家から外れてしまうのですが、そういうものに関しては建築基準法で対応したり、建物の危険度が真に迫っている状態ではない場合に関しては空き家法の通常の指導で対応したりすることになります。

倒壊する建物や道路、公共の広場とか施設に影響がない場合については、お隣さん同士の話になってくるので、民法や司法の力を借りることになるのではないかと考えています。所有者を特定するのに時間を要する場合ですが、連絡が取れる場合は基本的に所有者で対応していただくので、所有者に連絡をすることになります。これらを全てクリアーした場合、業者と現地を確認して対応方法を協議して措置を講じて行くという流れです。

講じる措置の内容は、やはりやり過ぎてはいけないのかなと。基本的には崩れそう、崩れてしまったものに対してやるべきで、その建物の全てを除去してしまうのは、個人の財産に対してやり過ぎになりますので、必要最低限の部分を講じて行かないといけないのかと。措置を行う部分は必要最低限に抑える必要があるのかと考えております。これについて業者と現場を見ながら措置を依頼します。

それからは市の手続きの話になりますが、緊急を要するので随意契約になり、１者見積もりとなります。緊急安全措置を実施する際は、定期的に現場の進行状況を確認して措置の完了を見届けます。緊急安全措置の内容を協議会に諮ることについては、緊急性が高いということで事前に審議するのは難しいため、措置が完了した際には事後報告で協議会委員の皆の方へ情報提供したいと思っております。

その後、所有者の調査をして、特定出来た場合は今回の様に講じた内容を通知し、費用を請求することになります。これが未納になった場合は、督促や催告を行います。滞納が続く場合は、債権管理課に法的措置をしていただくということです。これも民事的なものになるので、民事裁判による徴収になります。所有者が特定出来ないといった今回の略式代執行の様な場合は、措置の内容を公示することになります。所有者を確知出来ない場合は、不良債権として処分することになります。また、これとは別に今回の内容をまとめたマニュアルを課の中で作成しているところですので、今後、似たような事案が発生した場合はマニュアルに従って対応することを考えております。以上になります。

委員　ありがとうございます。それでは、皆さんから意見をお願いします。

委員　現場の片付けは、道路管理者の立場で片付けたのですか。

事務局　道路課の見解として、今回は特殊な事例ということもあったのですが、建物が傾

いて道路に出てしまったので、道路に飛び散った部分だけは掃除できますとのことです。ただ、飛び散った部分を取ろうとすると柱とか梁が道路に出ているので、それを取ってしまうと建物自体が崩れてしまう。隣家に崩れた部材が当ったりした場合は、作業していた市に責任が及びますので、道路課としては手が出せないとのことです。

これが、物が落ちて道路に飛び散っただけならいいのですが、今回は構造的な部分が道路に出てきてしまったため、取ると危険性が増すので道路課としては人が入れないようにするのが一番だという判断で、通行止めの措置をしました。

委員　そこが分かりにくくて、一般的に例えれば市道で事件や事故が起きた場合は、道路管理者として責任を追及されるケースもありますよね。（中略）建物が崩れて道路の通行者に危害が及んだ場合、道路管理者としての責任はどこまでなのか。知りながら放置していたことになると全く責任が無いとは言えなくなるのでは。

事務局　ですから、この度は通行止めをしたという判断です。

委員　それは建物が道路に出て来てからですよね。この建物の危険性は道路課も認識しているのですよね。情報の共有はしていたのですよね。

事務局　はい、していました。

委員　建物の場合は、普通は考えられない。建物の場合は所有関係がはっきりしているので所有者によるべきだと。そういった意味で、道路管理者としては崩れてこなかったとしても、安全の取り方としては有り得るのかと。いずれにしても、普通は道路であれば瓦なり瓦礫なりを除去するだけでよいが、それを除去してしまったら建物その物が壊れてしまうといった今回はレアなケースだったのですね。それを道路管理者だからと言って、人の所有物である建物を壊すわけにいかないので、結局、建築指導課に回ってきたということですね。

事務局　おっしゃるとおりです。

委員　鳥取県内でも似たような事案があった。道路に落ちてきてしばらく通行止めになった。

事務局　今回と似たような事案だったので、道路課から県に確認していただきました。その件については、空き家の２階部分が道路に落ちたというものです。強風で２階部分が落ちて、それ以上は落ちてくるものは無かったということだったので、道路に落ちたも

のを道路法に基づいて県が処分したとのことです。

あの時は衝立をしていましたが、道路に杭を打って衝立を作ったそうです。今回は、衝立を作ると道が通れなくなるとのことでした。衝立をするためには建物の残った部分が障害になる。それが崩れれば隣家に当たってしまう。本件は似ているけれども事態は特殊なのかなと。

事態が発生したら、案件ごとに道路課として対応出来るのか、空き家として対応出来るのか、担当課と協議することになるのかと。フローに事案が発生すれば担当課と現地を確認して、どのように対応するべきかを書いているところです。

委員　先の略式代執行の案件もそうですが、決して全部壊す必要はない。公共に迷惑がかかると思われる部分だけにすればよいでしょう。

事務局　一つ事務局として気になっているのは、危ない部分を除去した場合に残った部分、今回の略式代執行の母屋がそうで、母屋は道路に面していませんが実はお隣に住宅がある。近隣同士の問題ということで後は司法でお願いしますよと言い切ってしまって良いものかと。引き続き持ち主を探して指導するのは当然我々がしなくてはならないことなのですが、そういうところが一つはネックなのかと。

後は、所有者に費用を請求したりする際に、今回の安全措置の所有者は市内に住んでおられたから会いに行けたのですが、県外にいる場合はおそらく文章のやり取りになってしまうのかなと。これは仕方ないといえば仕方がないのかと思うのですが、空き家の指導とか命令の場合も県外に文章を出したから終わりではなく、県外に出て行ってまでその人に事情を聞かないといけないのでしょうか。この度手順を作っている中で悩んでしまったところです。どこまでするべきなのかというところがあるのですが。

委員　北海道なら北海道まで行くのかということですよね。

事務局　そうですね。特に今回は携帯電話の所有者のところに行っても会えない、空振りだったことが２回も続いてしまうと、後々とんでもない費用がかかってくる。

委員　行くことが必須だとは思わない。携帯電話の契約者は有力なツールでしかない。

事務局　これが当事者で県内なら会いに行ってもよいのかなと思うのですが、県外になってくると。

委員　管理しないで放置している空き家が特に郡部には多いのですが、日本国中、九州から北海道まで親族が散らばっていたり、海外に行ったりすることもありますから。国内

出張だけで済まなくなる。

委員　費用対効果だと思いますけど、最終的に郵便物を送って何も返事しないというのは、通知したから良いと言ってよいのではないでしょうか。

前者の隣家同士のお話は、やはり民事の問題になるのでしょうね。公共は立ち入らないということで。壊すということは税金を使ってしてあげたという話しになるでしょう。それはそれでよろしくないのでしょうね。妨害排除請求権がありますので、その権利を行使して民事上で抵抗していただくべきでしょう。道路や公園のように誰かがやってくれるわけではないので。

事務局　ありがとうございます。

委員　略式代執行の件は、結局ここで決めずに台風で壊れ始めたら緊急安全措置に回ってくる。何かが起きる前、起きた後の両方を持っておこうということですね。今回は例外ですよね。まだ中身を詰めないといけないのでしょうけど、完成形がいきなり出てくるというよりは、例外規定がてんこ盛りで、協議会で確認を取ったり協議たりして決めていくことになるのではないでしょうか。承認するというか、現段階ではどう言うか、合意みたいな形ではいかがでしょう。

事務局　事例が１件しかないので。

委員　そんな変な内容は書いていないですけれどね。

事務局　とりあえず、手続きとしては大丈夫ですかね。委員の皆さんには、今回お一人ずつ回って、略式代執行の案件を緊急安全措置に切り替えることをお話させていただきましたけれども、今後この様な事案があった場合はフローに沿って対応していく、ある程度片付いてきたら皆さんに報告させていただき手続きをさせていただく。

現在マニュアルを作っているところですけれども、次回、委員の皆さんに確認していただくことになれば一番いいのかと思っておりますのでよろしくお願いします。

４　閉会

委員　その他事項で事務局から何かありますか。

事務局　特にはございません。

委員　それでは進行を事務局にお返しします。

事務局　今日は解体補助について、略式代執行については止むを得ないという結論をいただきました。ありがとうございました。今後いろいろ面倒なことが起きてくるかと思いますけどよろしくお願いします。

以上